

# 建築士事務所協会報

Topic : 協会ホームページリニューアルのお知らせ

# 4

APR 2019  
VOL. 441

一般社団法人  
広島県建築士事務所協会  
Hiroshima Association of Architectural Firms



## 真行寺本堂

### 《建物概要》

発注者：宗教法人真行寺

所在地：広島市中区寺町

設計監理：有限会社 立石建築設計

施工者：株式会社 砂原組

工期：設計監理2014.8～2017.3

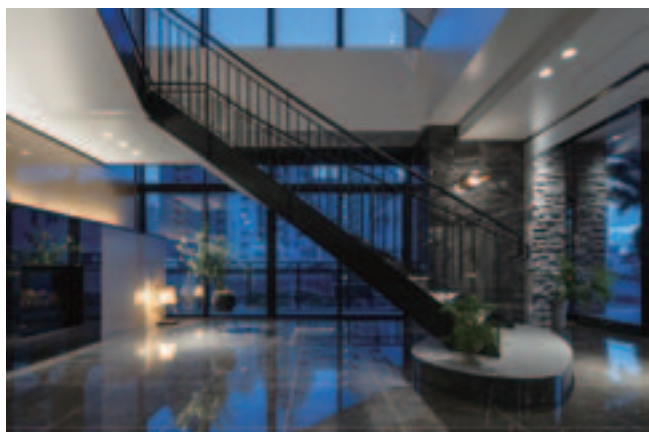
工事期間2017.1～2018.3

構造規模：RC造一部S造 4階建て

延床面積：917.22㎡

### 《設計主旨》

広島市中区寺町通りの寺院建替えである。「次世代へ継続・発展させる開かれた寺院コミュニティ」をコンセプトとして本堂機能以外の多目的な利用を提案した。外観は既存の門信徒会館の横方向デザインとの調和をさせ、回廊バルコニーを軽快なものとした。密集した墓石に囲まれた敷地で多目的用途を実現するためには階層を重ねざるをえない。日影規制と各階の変形階高によりバランスの悪い形状は構造計画を困難とした。結果、純ラーメンRC+鉄骨造のセメント成型板を採用。内部構成は1階駐車場、2階多目的イベントホール、3階本堂（内陣・外陣・待合ホール）、4階門信徒役員フロアとなっている。旧本堂解体時の被爆瓦などの展示利用、御内陣の仏具の修復・彩色での再利用などささやかな歴史の継承も行なった。新しい発想での寺院建築となったが、開かれたお寺の一例となるように寺院コミュニティを発信できればと考える。



設計監理 立石光紀

＜右＞水平ラインを基調とした、打放し外壁。各階層の高さバランス変化は構造設計を悩ませた。  
 ＜左上＞内陣より外陣を望む。仏具は京都にて彩色・新調。  
 ＜左中下＞エントランス。ホテル風の内装デザインとした多目的ホール。



## ■行政ニュース

- 2……住まい再建事業者検索サイトの開設について
- 4……平成31年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について
- 10……四号特例に係る建築基準法施行令第80条の3の規定の確認検査方針について
- 14……平成31年3月から適用する設計業務委託等技術者単価
- 16……補強コンクリートブロック造の塀に係る取扱いについて

## ■協会のうごき

- 20……月間行事
- 22……委員会報告 平成30年度マンションを中心とした改修工事におけるここが知りたい! セミナー  
第4回耐震改修工法編レポート

## ■お知らせ

- 24……協会ホームページリニューアルのお知らせ
- 25……平成31年度法定講習日程のご案内
- 26……日事連建築賞 作品募集
- 28……建築士事務所のための法律相談窓口

## ■賛助会員コーナー

- 30……老朽化するコンクリート構造物の長寿命化に関わる勉強会のご案内

## ■リレーエッセイ

- 32……私のお気に入り 井川博英
- 34……新入会委員紹介・会員動静
- 35……編集後記 伊藤智宏

■今月の表紙タイトルバック／日本の伝統色  
花舞小枝 はなまいこえだ  
春風に揺れつつきみは(ろう)たけて…花を支える  
あの小枝。土筆(つくし)もまた息吹いている。  
(十日町織物工業協同組合策定きもの誕生色より)

### 建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、  
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一、誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一、健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
- 一、自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
- 一、設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一、互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
一般社団法人 広島県建築士事務所協会

平成 31 年 3 月 8 日  
住宅局 住宅生産課

## 被災した住宅（岡山、広島、愛媛の3県）の補修工事等に対応できる 事業者検索サイトが開設されます！

～お住まいの地域で、安心できるリフォーム事業者等の検索がより簡便に～

平成30年7月豪雨を受け、国土交通省では、被災した住宅の補修工事等を円滑に進めるため、登録住宅リフォーム事業者団体や住宅関連団体にご協力いただき、リフォーム事業者等のリストを、国土交通省ホームページにおいて提供してきました。

今般、より迅速な情報の更新と簡便なリフォーム事業者等の検索が可能となるよう、3月8日に「住まい再建事業者検索サイト※」が開設されます。

住まい再建事業者検索サイト（3月8日～運用開始）

URL <http://sumai-saiken.jp/>



※本サイトは、国土交通省の補助を受け、一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会により開設されるものです。

### 1. 概要

本サイトは、平成30年7月豪雨の被災地における登録住宅リフォーム事業者団体※や住宅関連団体に所属する事業者の情報を一元的に集約し、被災者の方が周辺のリフォーム事業者を簡便に検索できるしくみです。（別紙参照）

※ 消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録する制度です。

### 2. 特徴

- (1) スマートフォンやPCから検索したい地域を入力すると、地域のリフォーム事業者等を検索できます。工事の種類ごとに検索することも可能です。

※ サイト開設時に検索できる地域は、岡山、広島、愛媛の3県です。

- (2) リフォーム事業者等の現在の対応可否が一目でわかります。



- (3) 事業者が所属している団体がわかります。

※ 登録住宅リフォーム事業者団体は消費者の相談窓口を設置しているため、トラブルがあっても相談できます。

#### <問い合わせ先>

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 杉浦（内線 39-454）佐藤（内線 39-439）  
電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8942（直通） F A X：03-5253-1629

## ＜検索画面のイメージ＞

### ・ 検索方法

お住まいの都道府県、市町村、希望する工事の種類を入力します。

### ・ 検索結果

入力された条件に該当する事業者の一覧が表示されます。また、工事対応可否、着手までにかかる期間、対応可能な工事の規模、所属団体等の情報が表示されます。

広労発基 0306 第 1 号の 2

平成 31 年 3 月 6 日

(一社) 広島県建築士事務所協会長 殿

広島労働局長

平成 31 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素から労働行政の運営に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

当局における職場での熱中症による休業 4 日以上之死傷者は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、休業 4 日以上の業務上疾病者の数は 32 人と平成 29 年の 2 倍に増加しています。また、全国の死亡災害の発生状況を見ると、建設業などの屋外作業を中心に発生していましたが、製造業などの屋内作業においても多数発生しており、これらの中には、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られました。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要です。

平成 31 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的として、別添の平成 31 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施されます。事業場における WBGT 値の把

握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施いたします。

つきましては、貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

## 別紙1

## 職場における熱中症による死傷患者の発生状況

## 1 熱中症による死傷者数の推移（平成21年～平成30年分）

過去10年間の職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数（以下「死傷者数」という。）をみると、年によって差はあるものの、3人～19人の範囲で増減を繰り返していたが、平成30年は前年の2倍に増加した。

その間の死亡者数は4人であり、平成22年、平成27年及び平成29年に発生している。

熱中症による死傷者数の推移（平成21年～平成30年）（人）

| 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4   | 19  | 12  | 9   | 13  | 8   | 3   | 15  | 16  | 32  |
| (1) | (1) | (0) | (0) | (0) | (0) | (1) | (0) | (2) | (0) |

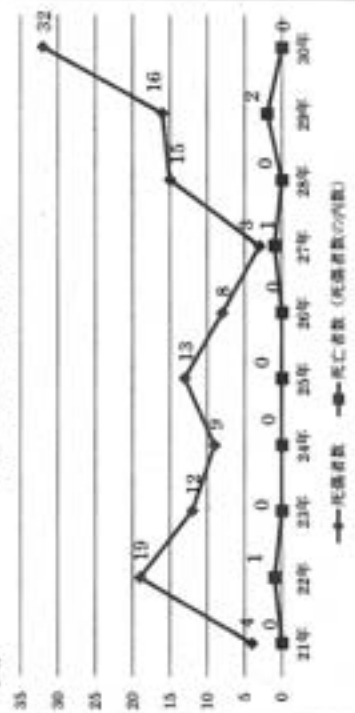
※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

参考）全国における熱中症による死傷者数の推移（平成21年～平成30年）（人）

| 21年 | 22年  | 23年  | 24年  | 25年  | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年   |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 150 | 656  | 422  | 446  | 530  | 423  | 464  | 462  | 544  | 1,128 |
| (0) | (47) | (10) | (21) | (30) | (12) | (29) | (12) | (14) | (29)  |

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。 ※30年は速報値

## [A] 熱中症による死傷者数の推移



## 2 業種別発生状況（平成21年～平成30年）

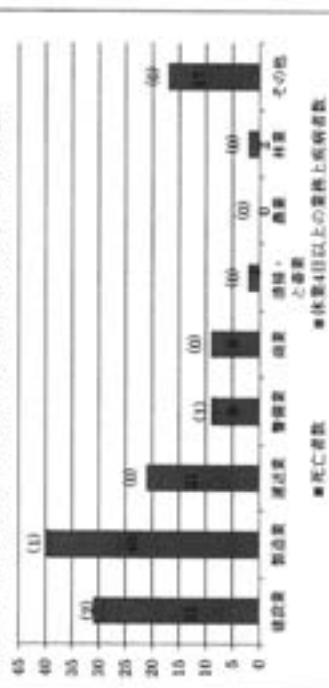
過去10年間の業種別の熱中症の死傷者数をみると、製造業が最も多く、次いで建設業で多く発生している。これらの2業種で全体の5割以上を占めている。平成30年は建設業が最も多く発生した。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成21年～平成30年）（人）

| 業種    | 建設業 | 製造業 | 卸売業・<br>小売業 | 商業  | 運輸・<br>倉庫業 | 農林業 | その他 | 計   |
|-------|-----|-----|-------------|-----|------------|-----|-----|-----|
| 平成21年 | 0   | 2   | 0           | 1   | 1          | 0   | 0   | 4   |
|       | (0) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (0) |
| 平成22年 | 4   | 5   | 3           | 2   | 1          | 0   | 2   | 19  |
|       | (0) | (1) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (1) |
| 平成23年 | 3   | 4   | 3           | 0   | 1          | 0   | 0   | 12  |
|       | (0) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (0) |
| 平成24年 | 3   | 4   | 0           | 0   | 1          | 0   | 0   | 9   |
|       | (0) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (0) |
| 平成25年 | 5   | 3   | 3           | 0   | 0          | 1   | 0   | 13  |
|       | (0) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (0) |
| 平成26年 | 3   | 3   | 0           | 0   | 1          | 0   | 0   | 8   |
|       | (0) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (0) |
| 平成27年 | 0   | 0   | 0           | 2   | 0          | 0   | 0   | 3   |
|       | (0) | (0) | (0)         | (1) | (0)        | (0) | (0) | (1) |
| 平成28年 | 3   | 5   | 2           | 0   | 2          | 0   | 0   | 13  |
|       | (0) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (0) |
| 平成29年 | 6   | 7   | 2           | 0   | 1          | 0   | 0   | 18  |
|       | (2) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (2) |
| 平成30年 | 4   | 7   | 8           | 4   | 1          | 1   | 0   | 32  |
|       | (0) | (0) | (0)         | (0) | (0)        | (0) | (0) | (0) |
| 計     | 31  | 40  | 21          | 9   | 9          | 2   | 2   | 131 |
|       | (2) | (1) | (0)         | (1) | (0)        | (0) | (0) | (4) |

（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

[A] 熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成21年～平成30年計）





### 3 月・時間別発生状況

#### (1) 月別発生状況(平成21年～平成30年)

過去10年間の月別の熱中症の死者数をみると、全体の9割が7月及び8月に発生している。

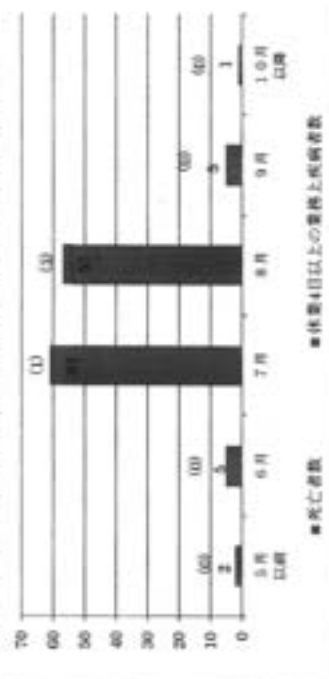
熱中症による死者数の月別の状況(平成21年～平成30年) (人)

|       | 5月<br>以降 | 6月       | 7月        | 8月        | 9月       | 10月<br>以降 | 計          |
|-------|----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|------------|
| 平成21年 | 1<br>(0) | 0<br>(0) | 2<br>(0)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 4<br>(0)   |
| 平成22年 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 4<br>(0)  | 13<br>(1) | 1<br>(0) | 1<br>(0)  | 19<br>(1)  |
| 平成23年 | 0<br>(0) | 3<br>(0) | 4<br>(0)  | 4<br>(0)  | 1<br>(0) | 0<br>(0)  | 12<br>(0)  |
| 平成24年 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 4<br>(0)  | 5<br>(0)  | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 9<br>(0)   |
| 平成25年 | 1<br>(0) | 0<br>(0) | 6<br>(0)  | 6<br>(0)  | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 13<br>(0)  |
| 平成26年 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 5<br>(0)  | 3<br>(0)  | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 8<br>(0)   |
| 平成27年 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 2<br>(0)  | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 2<br>(0)   |
| 平成28年 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 10<br>(0) | 4<br>(0)  | 1<br>(0) | 0<br>(0)  | 15<br>(0)  |
| 平成29年 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 7<br>(0)  | 8<br>(1)  | 1<br>(0) | 0<br>(0)  | 16<br>(1)  |
| 平成30年 | 0<br>(0) | 2<br>(0) | 18<br>(0) | 11<br>(0) | 1<br>(0) | 0<br>(0)  | 32<br>(0)  |
| 計     | 2<br>(0) | 5<br>(0) | 61<br>(1) | 57<br>(3) | 5<br>(0) | 1<br>(0)  | 131<br>(4) |

※ 5月以前は1月から5月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※ ( ) 内の数値は死亡者数で内数である。

【人】 熱中症による死者数の月別の状況(平成21年～平成30年計)



### (2) 時間帯別発生状況(平成21年～平成30年)

過去10年間の時間帯別の死者数をみると、14時から急増し、18時台以降まで高止まりの状態が発生している。  
作業終了後の帰宅中又は帰宅後に体調が悪化し、病院へ搬送されるケースも多く見られる。

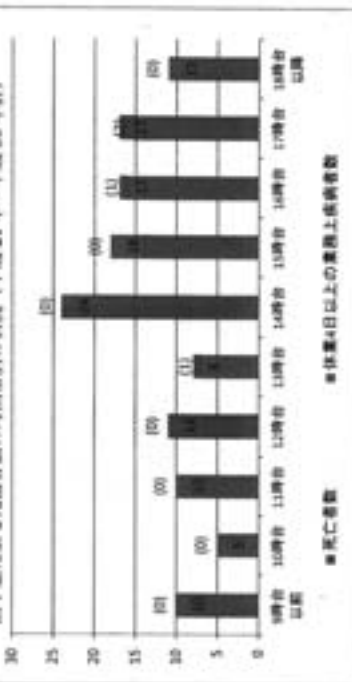
熱中症による死者数の時間帯別の状況(平成21年～平成30年) (人)

| 3時台<br>以降 | 10時台      | 11時台     | 12時台      | 13時台      | 14時台      | 15時台      | 16時台      | 17時台      | 18時台<br>以降 | 計          |
|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 平成21年     | 0<br>(0)  | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 2<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 1<br>(0)   | 4<br>(0)   |
| 平成22年     | 3<br>(0)  | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 2<br>(0)  | 1<br>(0)  | 1<br>(0)  | 2<br>(0)  | 3<br>(0)  | 3<br>(0)   | 19<br>(1)  |
| 平成23年     | 1<br>(0)  | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 1<br>(0)  | 4<br>(0)  | 2<br>(0)  | 0<br>(0)   | 12<br>(0)  |
| 平成24年     | 1<br>(0)  | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 2<br>(0)  | 2<br>(0)  | 1<br>(0)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0)   | 9<br>(0)   |
| 平成25年     | 1<br>(0)  | 1<br>(0) | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 5<br>(0)  | 2<br>(0)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0)   | 13<br>(0)  |
| 平成26年     | 0<br>(0)  | 2<br>(0) | 0<br>(0)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 1<br>(0)  | 2<br>(0)  | 1<br>(0)  | 1<br>(0)   | 8<br>(0)   |
| 平成27年     | 0<br>(0)  | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 2<br>(0)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)   | 3<br>(0)   |
| 平成28年     | 1<br>(0)  | 1<br>(0) | 1<br>(0)  | 2<br>(0)  | 0<br>(0)  | 3<br>(0)  | 1<br>(0)  | 2<br>(0)  | 2<br>(0)   | 15<br>(0)  |
| 平成29年     | 1<br>(0)  | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 2<br>(0)  | 3<br>(0)  | 3<br>(0)  | 4<br>(0)   | 16<br>(0)  |
| 平成30年     | 2<br>(0)  | 1<br>(0) | 3<br>(0)  | 4<br>(0)  | 7<br>(0)  | 3<br>(0)  | 4<br>(0)  | 3<br>(0)  | 2<br>(0)   | 32<br>(0)  |
| 計         | 10<br>(0) | 5<br>(0) | 10<br>(0) | 11<br>(0) | 24<br>(1) | 18<br>(0) | 17<br>(1) | 11<br>(0) | 13<br>(0)  | 131<br>(4) |

※ 9時台以前は8時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までを指す。

※ ( ) 内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による死者数の時間帯別の状況(平成21年～平成30年計)



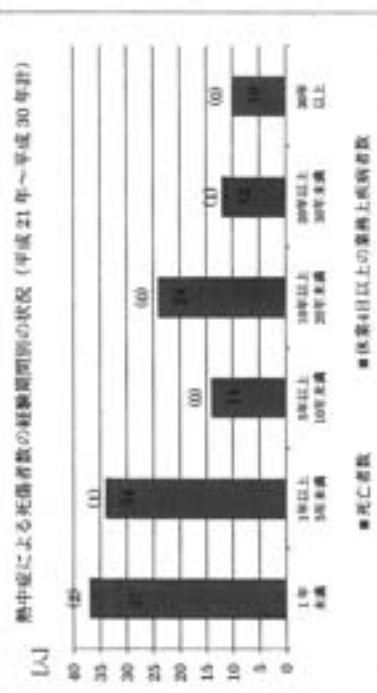
4 経験年数別発生状況（平成21年～平成30年）

過去10年間の経験年数別の死傷者数をみると、1年未満の37件が最多であり、次いで1年以上5年未満の34件と続く。5年未満までの合計71件で全体の5割以上（54.2%）を占める。

熱中症による死傷者数の経験年数別の状況（平成21年～平成30年）（人）

|       | 1年未満      | 1年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>30年未満 | 30年以上     | 計          |
|-------|-----------|--------------|---------------|----------------|----------------|-----------|------------|
| 平成21年 | 0<br>(0)  | 2<br>(0)     | 0<br>(0)      | 2<br>(0)       | 0<br>(0)       | 0<br>(0)  | 4<br>(0)   |
| 平成22年 | 4<br>(0)  | 5<br>(0)     | 2<br>(0)      | 2<br>(0)       | 3<br>(1)       | 3<br>(0)  | 19<br>(1)  |
| 平成23年 | 3<br>(0)  | 2<br>(0)     | 2<br>(0)      | 0<br>(0)       | 1<br>(0)       | 4<br>(0)  | 12<br>(0)  |
| 平成24年 | 2<br>(0)  | 3<br>(0)     | 1<br>(0)      | 1<br>(0)       | 1<br>(0)       | 1<br>(0)  | 9<br>(0)   |
| 平成25年 | 3<br>(0)  | 3<br>(0)     | 1<br>(0)      | 4<br>(0)       | 1<br>(0)       | 1<br>(0)  | 13<br>(0)  |
| 平成26年 | 2<br>(0)  | 1<br>(0)     | 3<br>(0)      | 0<br>(0)       | 2<br>(0)       | 0<br>(0)  | 8<br>(0)   |
| 平成27年 | 2<br>(1)  | 0<br>(0)     | 0<br>(0)      | 1<br>(0)       | 0<br>(0)       | 0<br>(0)  | 3<br>(1)   |
| 平成28年 | 4<br>(0)  | 3<br>(0)     | 2<br>(0)      | 5<br>(0)       | 0<br>(0)       | 1<br>(0)  | 15<br>(0)  |
| 平成29年 | 5<br>(1)  | 5<br>(0)     | 0<br>(0)      | 5<br>(0)       | 1<br>(0)       | 0<br>(0)  | 16<br>(2)  |
| 平成30年 | 12<br>(0) | 10<br>(0)    | 3<br>(0)      | 4<br>(0)       | 3<br>(0)       | 0<br>(0)  | 32<br>(0)  |
| 計     | 37<br>(2) | 34<br>(1)    | 14<br>(0)     | 24<br>(0)      | 12<br>(1)      | 10<br>(0) | 131<br>(4) |

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



5 年齢別発生状況（平成21年～平成30年）

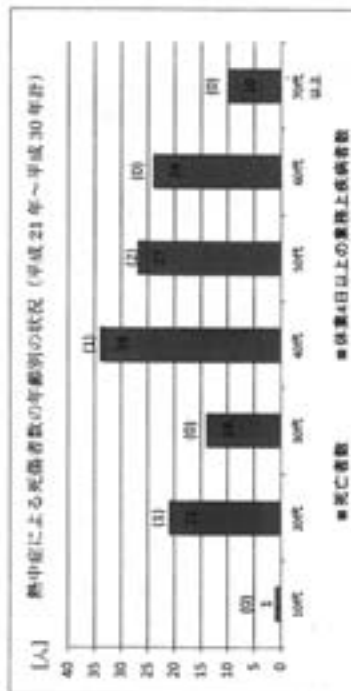
過去10年間の年齢別の死傷者数をみると、10代から70代以上のすべての年代において熱中症が発生している。

労働力人口を考慮すると60代以上の34件(24%)は多いと思われるため、高齢労働者への配慮が必要と考えられる。平成30年は20代と50代が8件と急増した。

熱中症による死傷者数の年齢別の状況（平成21年～平成30年）（人）

|       | 10代      | 20代       | 30代       | 40代       | 50代       | 60代       | 70代<br>以上 | 計          |
|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 平成21年 | 0<br>(0) | 2<br>(0)  | 0<br>(0)  | 1<br>(0)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 4<br>(0)   |
| 平成22年 | 0<br>(0) | 2<br>(0)  | 1<br>(0)  | 5<br>(1)  | 4<br>(0)  | 6<br>(0)  | 1<br>(0)  | 19<br>(1)  |
| 平成23年 | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 1<br>(0)  | 4<br>(0)  | 2<br>(0)  | 4<br>(0)  | 0<br>(0)  | 12<br>(0)  |
| 平成24年 | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 3<br>(0)  | 0<br>(0)  | 4<br>(0)  | 0<br>(0)  | 1<br>(0)  | 9<br>(0)   |
| 平成25年 | 0<br>(0) | 0<br>(0)  | 3<br>(0)  | 5<br>(0)  | 1<br>(0)  | 4<br>(0)  | 0<br>(0)  | 13<br>(0)  |
| 平成26年 | 0<br>(0) | 1<br>(0)  | 1<br>(0)  | 3<br>(0)  | 1<br>(0)  | 2<br>(0)  | 0<br>(0)  | 8<br>(0)   |
| 平成27年 | 1<br>(0) | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 0<br>(0)  | 1<br>(1)  | 1<br>(0)  | 0<br>(0)  | 3<br>(1)   |
| 平成28年 | 0<br>(0) | 4<br>(0)  | 1<br>(0)  | 2<br>(0)  | 3<br>(0)  | 2<br>(0)  | 3<br>(0)  | 15<br>(0)  |
| 平成29年 | 0<br>(0) | 2<br>(1)  | 1<br>(0)  | 9<br>(0)  | 2<br>(0)  | 0<br>(0)  | 2<br>(0)  | 16<br>(2)  |
| 平成30年 | 0<br>(0) | 8<br>(0)  | 3<br>(0)  | 5<br>(0)  | 8<br>(0)  | 5<br>(0)  | 3<br>(0)  | 32<br>(0)  |
| 計     | 1<br>(0) | 21<br>(1) | 14<br>(0) | 34<br>(1) | 27<br>(2) | 24<br>(0) | 10<br>(0) | 131<br>(4) |

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



AAA広島 2019.4 9

平成 31 年 3 月 20 日

一般社団法人 広島県建築士事務所協会会長 様

広島県土木建築局建築課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

四号特例に係る建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定の確認検査方針について（依頼）

日頃から本県の建築行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、広島県内の特定行政庁において別紙のとおり方針を定め、県ホームページにおいて公表しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会ホームページにおいてリンクしていただく等、会員の皆様への周知についてご協力をお願いします。

（県ホームページへのリンク）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/sekourei83.html>

（併せて「建築基準法施行令第 80 条の 3 の技術基準等の運用に係る広島県版取扱について」を公表しています。）

広島県土木建築局建築課

構造審査グループ 担当：益永

TEL：082-513-4159

E-mail：dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp



島島 山原道 島市  
 廣日 次  
 廣廣吳福三尾東廿三

土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物に係る、建築確認申請時の建築基準法施行令（以下「令」という。）第 80 条の 3 の規定への法適合確認は、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物（以下「四号建築物」という。）については建築士が設計した場合は四号特例制度により審査省略の対象となっています。

そこで、次のとおり、四号建築物の同規定に係る確認検査方針を定めるものとします。

ただし、特定行政庁によっては、所管区域における土砂災害特別警戒区域の指定状況等を考慮し、建築基準法第 12 条第 5 項の規定により、設計内容についてより詳しい報告を求める場合があります。

2の工事監理状況報告書を、完了検査申請書又は中間検査申請書の添付図書（＝その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類）として各特定行政庁の規則で定め、指定確認検査機関への申請を含め、提出を求めるものとします。

建築基準法施行規則第4条第1項第6号（完了検査申請書）  
同第4条の8第1項第4号（中間検査申請書）

平成 31 年 6 月以降（別途公表します。）

## 四号特例建築物の土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書（案）

平成 年 月 日

広島県知事（建築主事）  
指定確認検査機関 様

住 所  
工事監理者 氏 名 (印)  
( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
電話 ( ) 番

次のとおり、建築基準法施行令第80条の3に係る対策状況を報告します。  
なお、この設計内容のとおり、工事監理者として適正に工事監理を行っています。

| 項 目                                                                                                                                                                     | 記 入 欄<br>(該当する□をチェックし、必要事項を記入すること。)                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |              |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------|-------------------|
| (1) 土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 急傾斜地の崩壊 <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 地滑り                                                                                                                                                                                                       |                   |              |                   |
| (2) 土砂災害特別警戒区域の復元方法                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 公示図面の 1/2500 区域図により図面上に復元<br><input type="checkbox"/> 基礎調査調書の座標を測量図以外の図面上に復元<br><input type="checkbox"/> 基礎調査調書の横断面図により図面上に復元<br><input type="checkbox"/> 基礎調査調書の座標を現地復元・測量し図面上に復元<br><input type="checkbox"/> 基礎調査調書の座標を既存の測量図上に復元<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |                   |              |                   |
| (3) 土砂災害特別警戒区域に建築物が含まれるか                                                                                                                                                | <input type="checkbox"/> 含まれる<br><input type="checkbox"/> 含まれない ((2)の土砂災害特別警戒区域線の復元は適切に行った。) (→以降(4)～(6)は記入不要)                                                                                                                                                                                   |                   |              |                   |
| (4) 土砂災害対策の方法                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 建築物本体の外壁等<br><input type="checkbox"/> 門又は塀、土留め擁壁等<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                                                                   |                   |              |                   |
| (5) 建築物に作用する土石等の力                                                                                                                                                       | 移動する土石等                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   | 堆積する土石等      |                   |
|                                                                                                                                                                         | 最大の力の<br>大きさ                                                                                                                                                                                                                                                                                     | kN/m <sup>2</sup> | 最大の力の<br>大きさ | kN/m <sup>2</sup> |
|                                                                                                                                                                         | 高さ                                                                                                                                                                                                                                                                                               | m                 | 高さ           | m                 |
| (6) (5)の土砂災害対策の各部材の寸法、鉄筋量等の決定方法                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 平成 13 年国土交通省告示第 383 号の仕様規定による<br><input type="checkbox"/> 平成 13 年国土交通省告示第 383 号の構造計算による                                                                                                                                                                                 |                   |              |                   |
| 本申請建築物は、建築主と協議の上、上記の条件等より設計し、建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合するものとなっています。<br><div style="text-align: right;">設計者 氏 名 (印)<br/>( ) 建築士 ( ) 登録第 号<br/>( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |              |                   |

- 注 1 記入方法については、記入要領を参照すること。  
 2 本報告に係る土砂災害特別警戒区域の区域図を添付すること。  
 3 この様式に代えて、建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な図書（構造詳細図、配筋図、構造計算書等）を添付することでも可とする。  
 4 不用の文字は、消すこと。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4とする。

### 【記入要領】

本様式は、建築士の設計になる居室を有する建築基準法第6条第1項第4号の建築物で、敷地が土砂災害特別警戒区域に含まれるものについて、建築基準法施行令（以下「令」という。）第80条の3に係る対策状況等を報告していただくものです。記載にあたっては、以下の記入要領を参照してください。

(1) 「土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類」 関係

指定されている土砂災害特別警戒区域の土砂災害の種類について、該当するものにチェックしてください。

(2) 「土砂災害特別警戒区域の復元方法」 関係

土砂災害特別警戒区域線の配置図等への復元方法で該当するものにチェックをしてください。

「区域図」は特別警戒区域の指定にあたり、広島県知事が告示した図面を指します。  
（「土砂災害ポータルひろしま」(<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>) で確認できます。）

「基礎調査調書」は、申請敷地の存在する市町を管轄する県建設事務所で写しの交付を受けることができます。

(3) 「土砂災害特別警戒区域に建築物が含まれるか」 関係

(2)で復元した土砂災害特別警戒区域内に建築物が含まれているかいないかについて、該当する方にチェックをしてください。「含まれていない」の場合は、(4)以降の記入は不要です。

「含まれない」とする場合は、(2)の土砂災害特別警戒区域線の復元方法を考慮し、特別警戒区域線と建築物の距離を適切に確保してください。

(4) 「土砂災害対策の方法」

令第80条の3による土砂災害対策の方法について、該当するものにチェックをし、「その他」の場合は具体的内容を記入してください。

(5) 「建築物に作用する土石等の力」 関係

令第80条の3による土砂災害対策に採用する土石等の力の大きさ及び高さを記入してください。当該力については、(2)と同様に「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。

なお、急傾斜地の崩壊の場合は、「移動する土石等」、「堆積する土石等」の2つの力が作用する場合がありますので、注意してください。土石流は「移動する土石等」、地滑りは「堆積する土石等」の各力のみが作用します。

(6) 「(5)の土砂災害対策の各部材の寸法、鉄筋量等の決定方法」 関係

土砂災害対策を行う各部材の寸法、鉄筋量の決定方法について、該当するものにチェックをしてください。土石等の力の大きさや高さが平成13年国土交通省告示第383号の第2（急傾斜地の崩壊）、第3（土石流）、第4（地滑り）に各々定める値以下の場合は、仕様規定による設計が可能です。

（急傾斜地の崩壊）

- ① 土石等の移動による最大の力の大きさが  $100\text{kN/m}^2$  を超える場合
- ② 土石等の移動の力による最大の力の大きさが  $50\text{kN/m}^2$  をこえ、かつ、その土石の高さが  $1.0\text{ m}$  を超える場合（※広島県では該当なし）
- ③ 移動する土石等の高さが  $2.0\text{ m}$  を超える場合（※広島県では該当なし）
- ④ 堆積する土石等の高さが  $5.0\text{ m}$  を超える場合

（土石流）

- ① 土石流による最大の力の大きさが  $100\text{kN/m}^2$  を超える場合
- ② 土石流による最大の力の大きさが  $50\text{kN/m}^2$  を超え、かつ、その高さが  $1.0\text{ m}$  を超える場合
- ③ 土石流の高さが  $2.0\text{ m}$  を超える場合

（地滑り）

- ① 地滑りに伴って生じた土石等の高さが  $1.1\text{ m}$  を超える場合

＜平成31年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価＞

(円/日)

| 職 種              | 基準日額   | 割増対象賃金比<br>(%) |
|------------------|--------|----------------|
| <b>【設計業務】</b>    |        |                |
| 主任技術者            | 68,800 | 50             |
| 理事、技師長           | 63,500 | 45             |
| 主任技師             | 53,800 | 50             |
| 技師（A）            | 47,500 | 50             |
| 技師（B）            | 39,100 | 50             |
| 技師（C）            | 32,000 | 50             |
| 技術員              | 26,400 | 55             |
| <b>【測量業務】</b>    |        |                |
| 測量主任技師           | 43,500 | 55             |
| 測量技師             | 37,600 | 55             |
| 測量技師補            | 29,500 | 50             |
| 測量助手             | 29,400 | 55             |
| 測量補助員            | 23,100 | 55             |
| <b>【航空・船舶関係】</b> |        |                |
| 操縦士              | 50,800 | 35             |
| 整備士              | 37,800 | 45             |
| 撮影士              | 35,400 | 50             |
| 撮影助手             | 31,100 | 50             |
| 測量船操縦士           | 27,700 | 55             |
| <b>【地質業務】</b>    |        |                |
| 地質調査技師           | 45,400 | 50             |
| 主任地質調査員          | 34,200 | 50             |
| 地質調査員            | 24,500 | 55             |

**設計業務委託等技術者単価について**

- (1) 設計業務委託等技術者単価の構成  
設計業務委託等技術者単価は、次の 1～4 で構成される
  - 1 基本給相当額
  - 2 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
  - 3 賞与相当額
  - 4 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）
- (2) 単価に含まれない賃金、手当
  - 1 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
  - 2 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- (3) 留意事項
  - ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

内容に関する質問は、広島県土木建築局技術企画課にお問い合わせください。

〒730 0051 広島市中区基町10-52

TEL 082-228-2111（内線3865）



矢作建設グループには全国で 4000 件以上の耐震補強実績があります。



ビタコラム



セスレット



制震ビタコラム

■ 建物を使用しながら工事が可能 ■ 高層建築物に対応 ■ 眺望・採光を確保

**矢作建設工業株式会社**  
www.yasakikogyo.co.jp

広島支店 〒732-0052 広島市東区光町1-2-28 第一共同ビル7階  
TEL:082-264-6680 FAX:082-264-6683



ビタコラム工法

〈営業品目〉

杭打工事・サッシ工事・ALC工事／合板・新建材・住宅機器  
合成樹脂原料・樹脂製品／IBM OA機器・システム開発  
建設資材の総合商社

**光和物産株式会社**

広島支店／〒733-0001 広島市西区大芝2丁目10番23号  
TEL (082) 230-1855(代) FAX (082) 230-1866

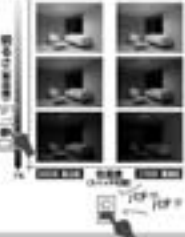
NEW

ダウンライト  
**3兄弟**

選べる3タイプの調光スタイル

楽調  
スイッチ切替え

昼白色と電球色を  
スイッチ切替え



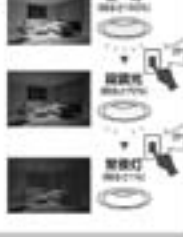
温調  
もともとあたたかい色へ

もともとあたたかい色へ



段階調  
明るさを  
スイッチ切替え

明るさを  
スイッチ切替え



大光電機株式会社

中四国支店/Tel.(082)247-6711 Fax.(082)249-5472 〒730-0811 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル5F

DAIKO  
http://www.lighting-daiko.co.jp

エスケー化研の製品は建築物の資産価値向上に貢献します



耐火塗料  
**SKタイカコート**



不燃断熱材  
**セラミライトエコG**



内装用汚染防止エマルジョン塗料  
**セラミフレッシュIN**



水性厚膜型特殊合成樹脂系塗床材  
**SKスペシャルフロアー**



建築仕上材の総合メーカー

**エスケー化研株式会社**

エスケー化研ホームページ  
www.sk-kaken.co.jp

TEL:082-943-5043 FAX:082-943-5036  
広島支店：広島市佐伯区五日市港2-1-5

( 公 印 省 略 )  
広 指 建 第 9 4 号  
平成 3 1 年 3 月 1 5 日

一般社団法人  
広島県建築士事務所協会  
会長 衣笠 准一 様

広 島 市 長 松 井 一 實  
(都市整備局指導部建築指導課)

補強コンクリートブロック造の塀に係る取扱いについて

広島市では、補強コンクリートブロック造の塀に係る取扱いについて別紙のとおり定め、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用することとしましたので関係者への周知に御協力ください。  
また、内容については、本市ホームページにおいても掲載します。

広島市ホームページ  
産業・雇用ビジネス>建築>建築基準法に係る法令等>取扱い基準等>  
補強コンクリートブロック造の塀に係る取扱い

問い合わせ先  
広島市都市整備局指導部建築指導課第二指導係  
藤田  
T E L (082) 504-2288  
F A X (082) 504-2529  
E-mail kenchiku@city.hiroshima.lg.jp

## 補強コンクリートブロック造の塀に係る取扱い

広島市建築指導課

建築基準法施行令（以下、「政令」という。）第62条の8の規定を適用するに当たり、次のとおり取扱う。

### 1 ブロック塀の高さについて

- (1) ブロック塀の高さは、ブロック塀が接する地面から上端までとする。
- (2) ブロック塀の両面に高低差がある場合は、低位の地面からの高さとする。
- (3) J I S A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)規格その他耐力を有する側溝がブロック塀の基礎を拘束するよう有効に設置された場合を除き溝底からの高さとする。(図1参照)

### 2 擁壁をブロック塀の基礎とみなす場合

鉄筋コンクリート造、又は無筋コンクリート造（重力式）（以下、「鉄筋コンクリート造等」という。）の擁壁を基礎とみなす場合は、次の各号に適合すること。

ただし、(1)を除き、政令第62条の8ただし書による場合はこの限りでない。

- (1) 鉄筋コンクリート造等の擁壁は、宅地造成等規制法施行令第7条に適合すること。この場合、ブロック塀の自重を考慮すること。
- (2) ブロック積部分の高さが1.2m以下の場合、政令第62条の8第五号及び第七号は適用しないことができる。
- (3) 高さ1m以上の鉄筋コンクリート造等の擁壁の場合、ブロック積部分の高さを1.2m以下としなければならない。(図2参照)

### 3 控壁について

- (1) 全長が3.4m以下の場合であっても、控壁を最低1か所は設けること。
- (2) 控壁の基礎とブロック塀の基礎(擁壁を基礎とみなす場合を含む。)は、一体の構造とし、底盤の深さを同一面とすること。

### 4 その他

- (1) 当該ブロック塀は、建築物に附属する塀で、コンクリートブロックを3段以上積み上げたものを対象とする。  
※ 塀とは、敷地などの境界線に設けられる連続した壁、(略)人や動物の侵入防止、他からの視線の妨げ、防音・防火などの目的を持つ(建築大辞典 彰国社)
- (2) 上記に記載がない事項は、壁式構造関係設計規準集・同解説(メーソンリー編)2006(日本建築学会)の基準を参考にすることを推奨する。
- (3) 政令第62条の6の適用があることに留意すること。

### 5 適用

- (1) 擁壁をブロック塀の基礎とみなす場合、各部と高さに応じ、本取扱いの適用についての分類は(表)のとおりである。
- (2) 本取扱いは、平成31年4月1日以降、確認申請又は建築されるものから適用する。

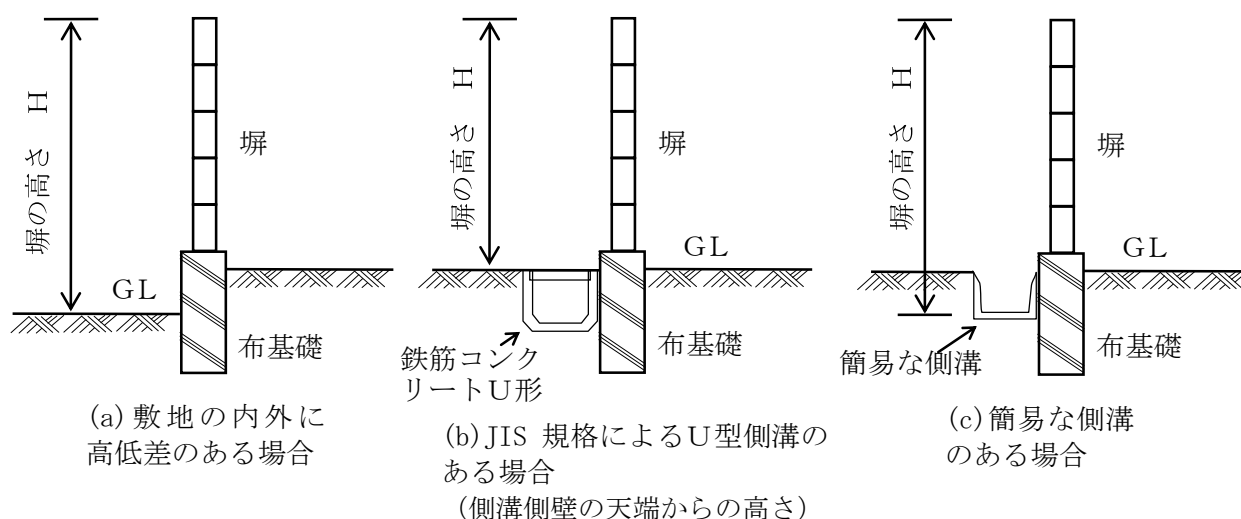
(表) 本取扱い適用(擁壁をブロック塀の基礎とした場合)

|                         | 各部の高さに応じた本取扱いの適用についての分類  |                  |                |                      |                |                |
|-------------------------|--------------------------|------------------|----------------|----------------------|----------------|----------------|
| 擁壁の高さ<br>(基礎同等)         | 1.0m未満                   |                  |                | 1.0m以上               |                |                |
| ブロック積部分の高さ              | 0.4m<br>(※1)超～<br>1.2m以下 | 1.2m超            |                | 0.4m(※1)超～<br>1.2m以下 | 1.2m超<br>(不可)  |                |
| 総高さ(低位<br>の地面からの<br>高さ) | 0.4m超～<br>2.2m未満         | 1.2m超～<br>2.2m以下 | 2.2m超<br>(※2)  | 1.4m超～<br>2.2m以下     | 2.2m超<br>(※2)  | 2.2m超<br>(※2)  |
| 本取扱い(仕様規定)の適用           | ○                        | ○                | ×<br>(構造計算が必要) | ○                    | ×<br>(構造計算が必要) | ×<br>(構造計算が必要) |
| 控え壁の<br>要否              | 不要                       | 要                | —              | 不要                   | —              | —              |

(※1) 2段以下はブロック塀に該当しない。

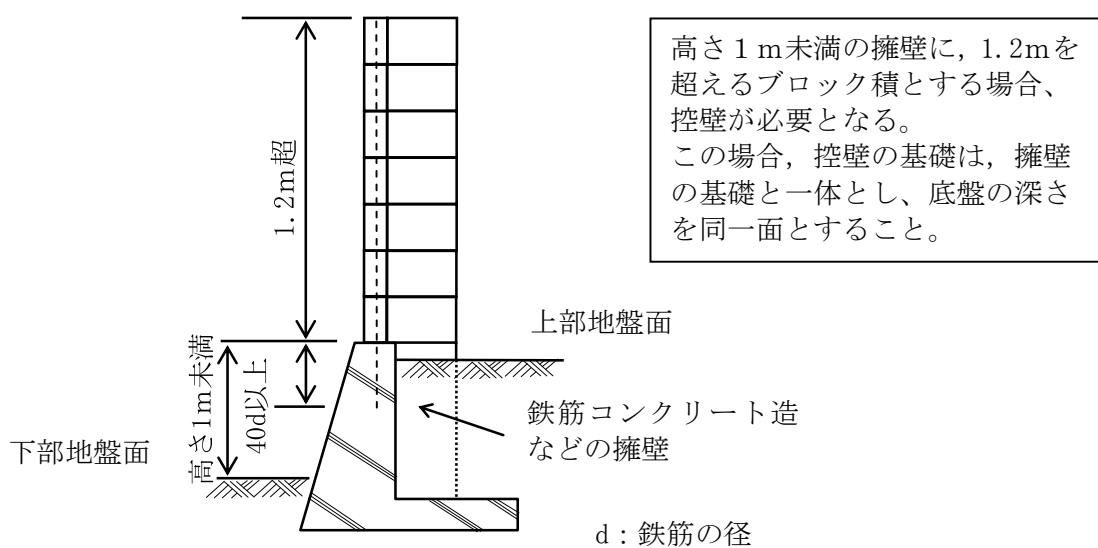
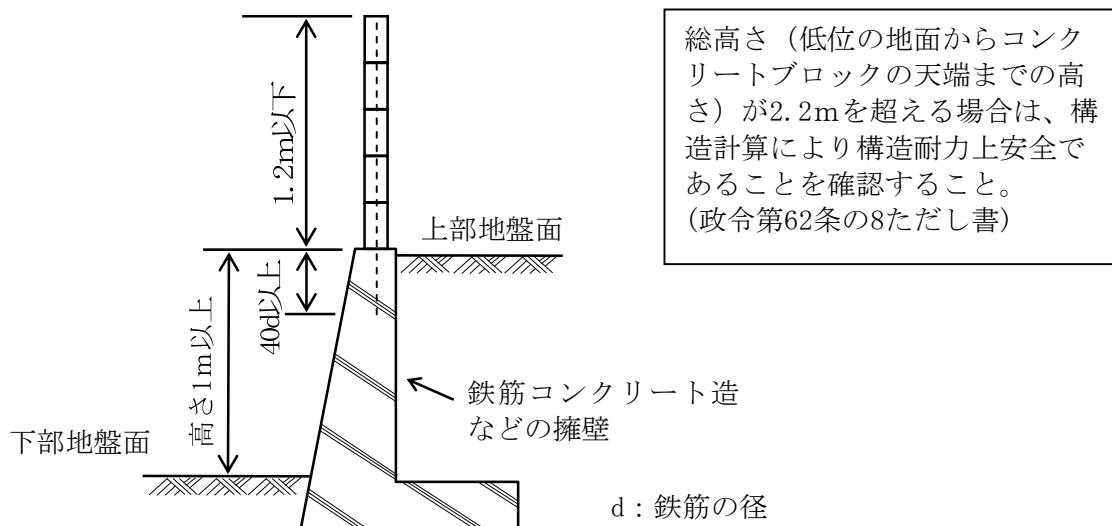
(※2) ブロック積部分の高さに関係なく、総高さが2.2m超であれば、構造計算により構造耐力上安全であることを確認すること。(政令第62条の8ただし書)

【図1】ブロック塀の高さの測り方





【図2】鉄筋コンクリート造等の擁壁をブロック塀の基礎とする場合





## < 今後の行事予定 >

- 4月4日  
9日 改正業務報酬基準説明会
- 4月11日 マンションを中心とした改修工事における「ここが知りたいセミナー」  
第5回タイル剥離防止工法勉強会
- 4月15日  
23日 若手社員のためのビジネスマナー講座
- 4月18日 一級建築士を目指す技術者セミナー
- 5月29日 広島県建築士事務所政経研究会 通常総会 於：リーガロイヤルホテル広島  
(一社)広島県建築士事務所協会 定時総会
- 6月12日 建築士定期講習 於：広島商工会議所
- 6月19日 管理建築士講習
- 6月27日 建築士定期講習 於：福山商工会議所



## 平成30年度マンションを中心とした改修工事における ここが知りたい！セミナー 第4回 耐震改修工法編レポート

マンション計画修繕部会 土居一憲

平成31年2月13日、広島県建築士事務所協会建築サロンにて「平成30年度マンションを中心とした改修工事における ここが知りたい！セミナー：第4回 耐震改修工法編」が15名の参加で開催されました。今回の講師は、賛助会員の株式会社広島三友の村田様、宇部興産株式会社の大田様・大上様にお願いし、下記の内容について、資料配布の上プロジェクターに依る説明と質疑応答を含め、専門的なセミナーとして進められました。

1. 耐震診断・耐震補強が必要な建物：広島県耐震改修促進計画（第2期計画）、同概要説明
2. 調査依頼から調査・申請・工事・補助金対応等の説明
3. 耐震補強「デザインUフレーム工法」の紹介：デザインフィット工法協会、事例の紹介
4. 耐震診断・耐震改修に関する質疑応答

まず、奥河内部会長のあいさつおよび講師の紹介で始められたセミナーは、株式会社広島三友の村田様から、広島県の耐震診断や耐震改修に関する取り組みや補助金等の説明があり、具体的な案件は広島県や広島市に事前相談に行く必要があることを教えていただきました。耐震改修においては73.3%の補助金の例もあるとのことで、かなりの優遇措置もあることがわかりました。



続いて、宇部興産株式会社の大田様・大上様より、耐震補強の一例として、「デザインUフレーム工法」と言うX形ブレースやK形ブレース等を使用しない外付け耐震補強工法の説明がありました。外観デザインにおいて既存建物の外観に調和した補強が可能であること、建物を使用しながら耐震補強工事が出来る工法であること、また、ローコストでもあることの説明がありました。特に関東方面で実施されたマンションの補強例は、外観が大きく変わる事のない補強後は、おしゃれでデザイン性のある耐震補強で、参加者は驚きを隠せない反響がありました。

さらに、広島近隣での実施例がまだ少ない中間階への施工に関してもさらに大きな反響がありました。この工法が使えない場合の例も説明がありました。広島県内でも今後かなり普及する予感を持たせる興味深い耐震改修工法でした。

質疑応答では、何処の業者でも施工可能か、低強度の既存コンクリート構造物でも施工可能か、引拔が発生する場合の対応等、かなり専門的な質疑が出ましたが、適切に回答していただき、かなり具体的な質疑応答のセミナーとなりました。

次回のマンションを中心とした改修工事における「ここが知りたい」セミナーは4月11日に建築サロンであります。内容は「タイル剥離防止工法」勉強会です。参加希望の方は事務局までお問い合わせください。

事務局 担当：大木 電話082-221-0600

美和ロック・HORIロック 広島地区代理店

# 梅田株式会社

〒733-0815 広島市西区己斐上4丁目31番2号  
TEL 082-507-1191(代)・507-1189



露出型弾性固定柱脚工法

## ISベース

<http://www.isbase.jp>

(財)日本建築センター評定／国土交通省大臣認定

 有限会社 キョウヤマ

本 社  
広島市西区中広町2丁目14-21  
TEL (082) 532-3067  
松山営業所  
愛媛県東温市則之内乙2575-7  
TEL (070) 5513-0342  
高松営業所  
香川県高松市瓦町1丁目9-20  
TEL (087) 842-1668

エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備



日本エレベーター協会会員

## 大成リフト製造株式会社

本社／広島市南区上東雲町19番2号 TEL (082) 284-0331(代)  
FAX (082) 284-0370

株式  
会社

# ティーエス ハマモト



大規模修繕工事  
調査 診断 設計 施工  
ISO 9001:2008認証取得

〒731-0135 広島市安佐南区長束4丁目16番2号  
TEL (082) 238-1511 FAX (082) 238-1513



# 協会ホームページ リニューアル

平成31年4月13日に当協会ホームページが、**以前よりも見やすく**、  
そして**スマートフォンにも対応**したホームページへ生まれ変わります！

広島県建築士事務所協会



P C 版



スマートフォン版

# 平成31年度法定講習日程のご案内

## ◆建築士定期講習◆

| 会場コード | 開催日      | 会場                         | 定員   | 受付〆切           |
|-------|----------|----------------------------|------|----------------|
| 6D-51 | 6月12日（水） | 広島商工会議所                    | 150名 | 各回<br>定員に達するまで |
| 6D-52 | 6月27日（木） | 福山商工会議所 ※                  | 50名  |                |
| 6D-53 | 7月 9日（火） | みよしまちづくりセンター ※             | 30名  |                |
| 6D-54 | 7月25日（木） | （一社）広島県建築士事務所協会<br>建築サロン ※ | 25名  |                |
| 6D-55 | 8月22日（木） | 広島商工会議所 ※                  | 55名  |                |
| 6D-56 | 9月 5日（木） | 福山商工会議所 ※                  | 55名  |                |
| 6D-57 | 9月26日（木） | 広島商工会議所 ※                  | 55名  |                |

※DVD講習となります。

## ◆管理建築士講習◆

| 会場コード | 開催日               | 会場                             | 定員        | 受付〆切              |
|-------|-------------------|--------------------------------|-----------|-------------------|
| 6D-01 | 6月19日（水）          | 各回<br>（一社）広島県建築士事務所協会<br>建築サロン | 各回<br>25名 | 5月24日（金）          |
| 6D-02 | 9月18日（水）          |                                |           | 8月30日（金）          |
| 6D-03 | 11月12日（火）         |                                |           | 10月18日（金）         |
| 6D-04 | 2020年<br>2月26日（水） |                                |           | 2020年<br>1月31日（金） |

詳しくは（一社）広島県建築士事務所協会のホームページをご覧ください。また、申込書は窓口でも配布しています。

**お問い合わせ先：（一社）広島県建築士事務所協会**

**TEL 082-221-0600・HP [https:// h-aaa.jp/](https://h-aaa.jp/)**

平成31年度

# 日事連建築賞

## 作品募集

広島県建築士事務所協会  
応募締め切り 4月26日(金)

写真上：平成30年度 国土交通大臣賞受賞作品「多治見市火葬場 華立やすらぎの杜」久米・日比野設計共同体  
写真下：平成30年度 日事連会長賞受賞作品「祈りの家 天心聖教函館礼拝堂」横竹中工務店北海道一級建築士事務所

すぐれた建築作品を設計した建築士事務所を表彰します。

増改築・改修等の建築物も対象になりますのでぜひご応募ください。

建築士事務所協会の会員が対象ですが、会員でない方も、第1次審査で第2次審査候補作品に選考された後の入会を条件に応募いただけます。



(受賞記念品)  
ブロンズ製 三角スケール

### ■表彰

- 国土交通大臣賞 1点[賞状、記念品および賞金]  
日事連会長賞 1点[賞状、記念品および賞金]  
・一般建築部門  
  優秀賞 3点内外[賞状および賞金]  
  奨励賞 5点内外[賞状]  
・小規模建築部門  
  優秀賞 3点内外[賞状および賞金]  
  奨励賞 5点内外[賞状]

### ■審査員

- 委員長 富 永 譲 [法政大学名誉教授、南富永譲・フォルムシステム設計研究所代表]  
委員 網 野 禎 昭 [法政大学デザイン工学部教授]  
石 堂 威 [都市建築編集研究所代表]  
小 林 靖 [国土交通省大臣官房審議官]  
作 山 康 [芝浦工業大学システム理工学部教授]  
陶器二三雄 [横須賀陶器二三雄建築研究所代表]  
横須賀満夫 [日事連前理事、横須賀満夫建築設計事務所代表取締役]

※詳細は募集要項をご覧ください。但し、一部の建築士事務所協会では、応募締め切り日や提出書類が募集要項と異なる場合があります。応募前に必ず地元の建築士事務所協会にご確認ください。

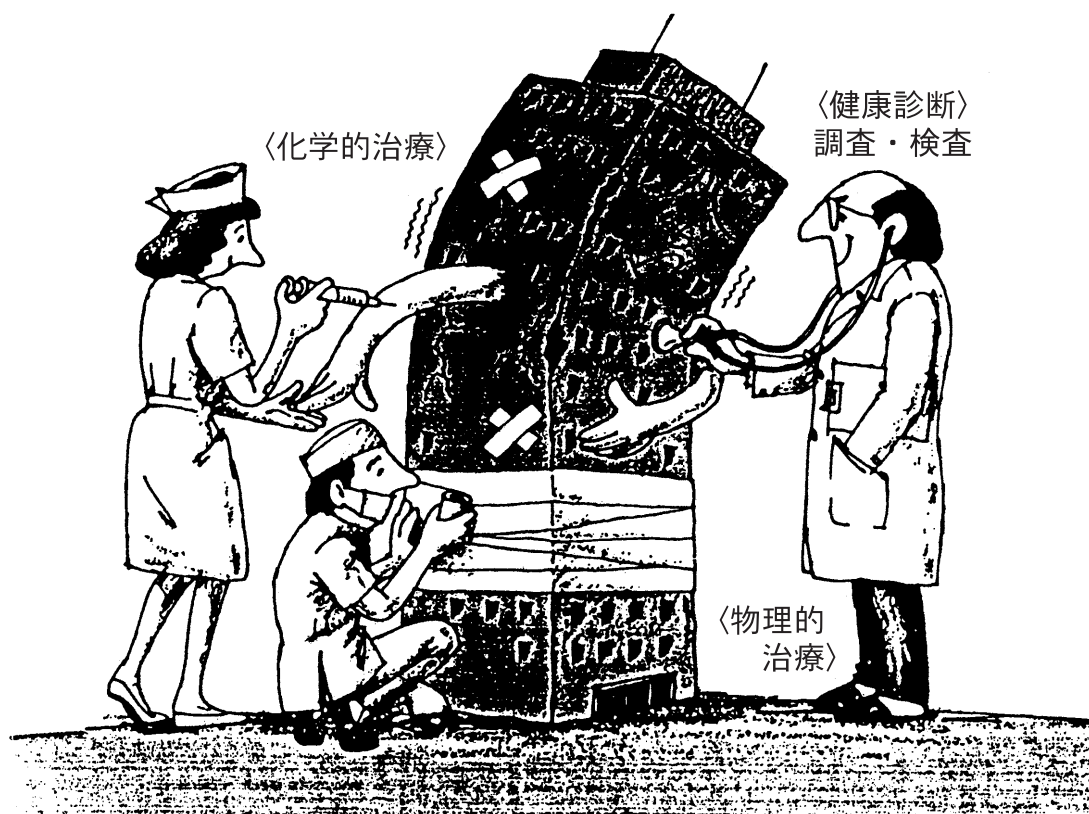
[www.njr.or.jp](http://www.njr.or.jp)

■お問い合わせ:  (一社)日本建築士事務所協会連合会 電話: 03-3552-1281 / Mail: sysop@njr.or.jp

応募等のお問い合わせは (一社) 広島県建築士事務所協会 まで  
TEL : 082-221-0600 / FAX : 082-221-8400 / E-Mail : info@h-aaa.jp

傷んだコンクリートをリフレッシュ  
すぐれた技術・抜群の実績

# リフリート工法



建物の調査と改修工事のご相談は  
□ リフリート工業会 □

中国支部事務局 (082) 261-7191  
(太平洋マテリアル(株) 中四国支社 広島営業部内)

<http://www.refrete.com>

(株) 愛 晃 ☎ 082-262-3110

三 共 化 学 工 業 (株) ☎ 082-295-8600

ア マ ノ 企 業 (株) ☎ 0849-33-4704

(株) サ ン ゼ オ ン ☎ 082-291-1631

(株)カシワバラ・コーポレーション ☎ 0827-22-1266

(株) テ ク シ ー ド ☎ 082-516-1070

(株) カ ネ キ ☎ 082-277-2371

東興ジオテック(株)広島支店 ☎ 082-497-4777

小 島 建 興 (株) ☎ 082-272-3773

宮 本 塗 装 工 業 (株) ☎ 082-238-3511

(株)コンステック広島支店 ☎ 082-236-6333

# 法律に関するトラブル 困ってませんか？



あなたの事務所のリスク管理を協会が支援します！

## 建築士事務所のための法律相談窓口

建築設計・監理業務の法律関係のことでお困りの方、当協会の委託法律事務所が無料で相談に応じます。

- ※ 協会正会員に限ります。
- ※ 委託法律事務所：弁護士法人広島みらい法律事務所
- ※ 相談に限り無料です。解決に向けて事件の受任を依頼する場合などは有料です。
- ※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。

### 弁護士と面談までの手順～手続き簡単～

#### ステップ1 《事務所協会で受付》

- ① 広島県建築士事務所協会へ電話してください。
- ② 事務所名、担当者名をお聞きします。  
※相談の内容については、事務所協会ではお聞きしません。

まずは電話 **082-221-0600** 広島県建築士事務所協会まで

#### ステップ2 《法律事務所と電話でアポイント》

あなたから委託法律事務所へ直接、電話していただきます。

- ① 相談したい内容をお話しの上、面談の日時と場所を決めます。
- ② 面談場所は、委託法律事務所内（広島市、大竹市、尾道市）です。



#### ステップ3 《弁護士と面談》

- ① 委託法律事務所内において、弁護士と相談をしてください。  
※相談内容の詳細については法律事務所限りとし、事務所協会への報告は必要ありません。



# 透明性の高いグラスファイバー製 不燃シートを採用!

国土交通大臣認定 NM-0895

透光率は  
90%

既設建物にも対応

詳しくはホームページで  
三和シャッター 検索

三和グループ

●ガラス製のたれ壁とは異なり、地震などによるひび割れ、落下した際のガラス飛散の心配がいない。

●中柱や下枠が無いので、見通しが良くスッキリとした意匠。

●壁面に下地が不要で、取り付けも片側からの作業が可能なので、設置コストを低減。

防煙たれ壁「サンスモーク」  
**防煙シート テンションタイプ BTS**

三和グループ 三和シャッター工業株式会社 082-297-3014

システムを売る建材の専門商社

**株式会社 アマノ**

広島支店  
広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号  
東部流通団地  
Tel(082)885-3411 Fax (082)885-3400  
本社/尾道 支店/尾道・福山  
営業所/松山・三原・岡山・山陰・備北  
山口・鳥取・東京

建設資材の総合販売及施工

杭地業: PHCパイル(日本ヒューム・ジャパンパイル・日本コンクリート工業)  
工法(HiFB・ハイパーメガ・ハイパーストレート・EAZET・アットコラム):  
場所杭: 杭引抜き

地盤改良: 柱状改良(テノコラム)・表層改良(エルマッド)・砕石パイル

地質調査: ボーリング・サウンディング試験

外壁工事: ALC(旭化成)・押出成型セメント板(ノザウ・神島化学工業)  
サイディング(ケイミュー・ニチハ)

住設工事: ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック他)  
介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)

その他工事: 住金システム建築・大断面構造・屋根工事・太陽光発電  
什器備品・木製建具・エレベーター

外構工事: 膜屋根・アルミハニカムパネル・雨水流出抑制・防災関連製品  
ストリートファニチャー・フェンス・門扉・シェルター・自転車置場・インターロッキング

BX  
文化シャッター

文化シャッターが  
検査・報告  
いたします!!!

2018年度は  
**広島県**  
の検査報告受付が始まります。

防火設備検査員

# 防火設備の 定期検査・報告は 文化シャッターにお任せください!!!

文化シャッター株式会社 ホームページ <http://www.bunka-s.co.jp/>  
本社 〒113-8535 東京都文京区西片1丁目17-3 tel: 03-5844-7111  
中四国支店 〒734-0013 広島県広島市南区出島2-4-49 tel: 082-256-6700

●  
● ●

Printing & Planning  
**impulse**  
corporation

「技術」と「感性」と「誠意」をもって  
造り上げる高品質の印刷物。  
《ポスター・パンフレット・チラシ・封筒など》

株式会社 インパルスコーポレーション

本社・安佐南一般印刷工場/〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号  
TEL(082)878-6000(代) FAX(082)872-1664  
E-mail: impulse1@imp-h.co.jp URL: <http://www.imp-h.co.jp>  
広島事務所/配送センター/安佐輪転工場  
東京支店/東広島営業所/岩国営業所

24000277(06)

各 位

平成 31 年 3 月 吉日

## 老朽化するコンクリート構造物の長寿命化に関わる勉強会のご案内

拝啓 日ごとに春めいてまいりましたが、皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃はIPH工法に深いご理解を賜りまして誠に有難うございます。

弊協会では老朽化するコンクリート構造物の長寿命化対策のひとつとして、微力ながらIPH工法の普及活動を行って参りました。しかし、実際の現場においては劣化要因に複合的な要素があるため、現場での創意工夫はもとより、学術的な見地も含めて常に勉強する必要性を痛感致しております。それ故に表題の勉強会を各地方で実施して参りました。昨年は愛知県(名古屋大学)、東京都(東京大学)、千葉県(国土交通省関東技術事務所 建設技術展示館)で勉強会を主催致しましたが、お陰様で官民の多くの方々からご好評を頂きました。本年はより多くの地方での開催を目指しております。

この度、中国・四国地方の官公庁・大学・建設コンサルタント・建設会社を対象にした勉強会を広島市内で企画致しました。JCI(日本コンクリート工学会)理事等の要職を歴任され、内閣府の SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)でもご活躍された岐阜大学の六郷恵哲名誉教授(同大学元工学部長)をお招きして、弊協会理事長の加川順一と老朽化するコンクリート構造物の長寿命化に関わる講習と対談を致します。ご出席の方々との質疑応答や意見交換の時間も十分に用意する予定です。この機会に、皆様とコンクリート構造物長寿命化に関わる最新情報の共有が出来れば幸甚に存じます。

つきましては当勉強会プログラムをご高覧頂き、受講希望の方は申込書に必要事項を記入してお申し込み下さい。なお、定員になり次第締め切らせて頂きますので、申し込みは早めをお願い致します。

敬具



一 般 社 団 法 人 I P H 工 法 協 会  
(賛助会員 SGエンジニアリング㈱)

〒733-0861 広島市西区草津東 1-11-51

TEL:082-961-5781 FAX:082-272-7276

## 老朽化するコンクリート構造物の長寿命化に関わる勉強会

主 催 : 一般社団法人IPH工法協会(賛助会員 SGエンジニアリング㈱)

日 時 : 平成 31 年 4 月 19 日(金) 13:00~16:00

会 場 : 広島市文化交流会館 3F 銀 河

【住所】広島市中区加古町 3-3 【TEL】082-243-8881(代表)

定 員 : 100 名(先着順)

参 加 費 : 無料



本行事は土木学会認定 CPD(2.7 単位)プログラムです。

## プ ロ グ ラ ム

13:00～14:00

第1部 コンクリート構造物の維持管理の改善に向けた岐阜大学の取り組み  
岐阜大学ME(メンテナンスエキスパート)育成の実績と同大学インフラミュージアムの紹介、  
およびSIP(戦略的イノベーション創造プログラム)インフラ地域実装活動の紹介

講 師：岐阜大学 博士(工学)六 郷 恵 哲 名誉教授

14:00～14:10

－ 休 憩 －

14:10～15:00

第2部 老朽化したコンクリート構造物の長寿命化対策として、IPH工法の解説と施工事例紹介

講 師：一般社団法人IPH工法協会 加 川 順 一 理事長

15:00～15:10

－ 休 憩 －

15:10～16:00

第3部 六郷名誉教授と加川理事長の対談、および聴講者との質疑応答・意見交換

テーマ：技術開発の発想力と新技術導入の工夫

### 老朽化するコンクリート構造物の長寿命化に関わる勉強会申込書

【宛 先】 一般社団法人 IPH 工法協会 事務局 上田

FAX：082-272-7276 E-mail：[s.ueda@sge-k.com](mailto:s.ueda@sge-k.com)

|                     |  |
|---------------------|--|
| 氏 名                 |  |
| 所属団体                |  |
| 部 署                 |  |
| 役 職                 |  |
| E-mail              |  |
| (ご質問、ご要望があればお書き下さい) |  |



## 第93回 バッハの2曲

### プロフィール

出身地：千葉県  
趣味：サッカー観戦 音楽  
座右の銘：人にやさしく

清水建設株式会社  
広島支店一級建築士事務所

井川 博英



### 平均律と無伴奏

私のお気に入りには、バッハの「平均律クラヴィーア曲集第1巻1番」(以下 平均律)と「無伴奏チェロ組曲第1番」(以下 無伴奏)です。クラシックに興味のある方なら、説明は不要かと思いますが、ひとことで表すと、平均律は「ピアニストの旧約聖書」、無伴奏は「チェリストの旧約聖書」と言われる名曲中の名曲です。音楽は気に入ればジャンルは関係なく「お気に入り」は数え切れませんが、この2曲は別格です。何度聞いても飽きない、歴史を超えた品格が漂います。ここでは平均律と無伴奏の詳説はやめておきます。

### 楽器を演奏すること

多くの方が、楽器が演奏出来たらいいな、と一度は思われると思います。私の幼少期、昭和40年代は一般家庭で子供にピアノを習わせる事が大流行でした。私もピアノ教室に通わされましたが、弾き方が良くないと指をパチンと弾かれる超スパルタの教育を受け早々に挫折。以降ピアノを弾けないことに負い目を感じながら、就職したら永遠に弾けないと思い、学生時代最後の一年間、長い間家に置き放しになっていたアップライトピアノを我流で弾き始めました。「プロの演奏家になる訳ではなければ楽器なんていつ始めても良い、好きな曲、弾きたい曲を弾けばいい。」と音大の友人から言われ、当時お気に入りのアンドレ・ギャニオン「めぐりあい」を下手なりに弾けるようになりました。一曲弾けるようになると本当に嬉しくて、好きな曲ばかりを通して弾いている時は最高の気分転換でした。



平均律クラヴィーア曲集第1巻自筆譜の表紙  
(WIKIMEDIA COMMONSより引用)



遅い時間の練習も近所迷惑にならない建築士の強い味方、サイレントチェロと電子ピアノ



## 指が全く動かない

仕事を覚えるにつれピアノから遠ざかり、50歳を前に仕事以外で長く何か続けられるものを、と思いピアノを再開しました。しかし以前弾けた曲すら全く弾けない、指が全然動かない事に愕然。何か弾ける曲は無いかと探していた時に、平均律だ！と思い、3ヶ月ほどでなんとか最後まで弾けるようになりました。聴くのととは違い、実際に弾いてみると曲の完成度の高さに改めて唖られました。更にその後、ピアノもまともに弾けないのに「無伴奏」も弾いてみたい、平均律と無伴奏両方を弾けるようになりたい、という強い衝動が抑えられなくなりました。さすがにチェロの独学はやめた方がよいと思い、紙屋町のヤマハ音楽教室に入りました。実際、ピアノと違い弦楽器は綺麗な音色を出すだけでも難しく、無謀な挑戦に最初は後悔しながら、優しい先生とヤマハの良く出来た教本のおかげで下手なりに何曲か弾けるようになりました。

## 演奏会ではなく発表会

先日（3月）、演奏会（出演料貰う）ではなく発表会（出演料払う）がありました。戸惑いながらも何事も経験、先生の笑顔に押され参加しました。リハーサルで初めて多くの方々とアンサンブルを奏でた時は、経験したことのない感動がこみ上げました。発表会も無事終了し、人と一緒に演奏することの素晴らしさを知ることが出来ました。なお、事務所協会のバイオリニスト長谷川さんも一緒でした。

チェロを始めたとき、無伴奏が弾けるようになるまで3年かな、と先生から言われましたが、無伴奏を綺麗に弾けるようになることが今の目標です。プロの演奏家になる訳ではなければ楽器なんていつ始めても良い。興味を覚えた方は一度「ヤマハ大人の音楽レッスン」のホームページを覗いてみてはいかがでしょうか。

## すごい偶然

一昨年執り行われた協会40周年記念式典の弦楽四重奏の女性チェロ奏者に「エリザベト音大ご出身ですか？」「いえいえ、私以外の三人はエリザベト出身です。」と会話した時の女性が、私のチェロの先生だったと発表会の後に知り、すごい偶然にお互い「エ〜ッ！そ〜だったの〜！」とびっくり。世の中狭いものです。



発表会会場 安芸区民文化センター



威風堂々と You Raise Me Up の簡易版を演奏



いつもニコニコ和田先生



協会40周年記念式典 一番右が和田先生

会員の皆様、「私のお気に入り」の投稿を随時募集しております。  
協会（電話(082)221-0600）までお問い合わせください。



## 賛助会員

| 会社名・代表者名                                                                          | 所 在 地                                                                                                                                                                 | T E L             | 営 業 品 目                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------|
| 株式会社サンゲツ<br>中国四国支社長 飯田 芳浩<br>紹介者：大旗連合建築設計株式会社<br>大旗 祥 様                           | 〒730-0842<br>広島市中区舟入中町<br>2-28                                                                                                                                        | (082)<br>233-3820 | クロス・カーテン・塩ビ系床<br>材・繊維系床材・化粧フィル<br>ム・ガラスフィルム・椅子生<br>地 |
|                                                                                   |                                                                                                                                                                       | F A X             |                                                      |
|                                                                                   |                                                                                                                                                                       | (086)<br>250-3006 |                                                      |
|  | お客さまの多種多様なライフスタイル、ニーズに応えるため、「トータルインテリア」の考え方を重視しています。壁紙・床材・カーテンなど、インテリア商品を多彩に取り揃えることで無限のコーディネートが可能にし、住宅から公共施設、商業施設、医療・福祉施設、教育施設・オフィス、ホテル・旅館など幅広い用途でお客さまに快適な空間を提供しています。 |                   |                                                      |

## 会員動静

(正会員)

### 1. 登録申請者・事務所名称・事務所所在地変更

○(株)ペルラ構造

新：(株)ペルラ構造

旧：漆原 健夫

新：(株)ペルラ構造

旧：ペルラー級建築士事務所

新：広島市中区小町 6 番30号

旧：広島市中区小町 6 番30号 P E L R A 2 F

### 1. 事務所所在地変更

○Y & Y 設計事務所

新：〒730-0806 広島市中区十日市町 6 - 8 - 102

T E L 082-208-0128 F A X 082-208-0140

旧：〒730-0831 広島市中区江波西 1 - 6 - 35

T E L 082-273-2325 F A X 082-942-2325

## 編集後記

新年度がスタートし、新入社員はじめ、転職や転勤で新しい職場に身を置く方も多いのではないのでしょうか？慣れない仕事に戸惑ったり、周りの人に気を遣ったりと大変だろうと思います。

その一方で、環境の変化は新たな出会いを生み、新たな自分を発見するきっかけとなるので、悪いことばかりではありません。ずっと同じ環境にいと、変化を恐れ、現状を肯定しがちとなるため、環境の変化は羨ましくも感じます。

平成も今月末で終わりを迎えます。平成の間に、インターネットはじめ様々なものが生まれ、私たちを取り巻く世界は劇的に変わりました。昭和の終わりに、どれぐらいの人が今の世の中をイメージできたでしょうか？

設計事務所の業界においても、手書きから2次元CADへ、さらに3次元CADへ向かうなど着実に変化しています。新元号の終わる頃に、今から想像もできない設計事務所となれるよう、変化を恐れずチャレンジし続けたいものです。

伊藤 智宏



### 一般社団法人 広島県建築士事務所協会 情報・編集委員会

|       |             |     |             |
|-------|-------------|-----|-------------|
| 担当副会長 | 安藤 俊彦       | 委員  | 中本 宗史       |
| 担当理事  | 加納 秀一       |     | 山本 英広       |
| 委員長   | 福山 雅也       |     | 中崎 隆之(賛助会員) |
| 副委員長  | 熊野 弘伸(賛助会員) |     | 栈敷 重和(賛助会員) |
| 委員    | 藤本 誠二       | 事務局 | 河原 直己       |
|       | 三好 明彦       |     | 長谷川 彩子      |
|       | 伊藤 智宏       |     | 大木 一郎       |
|       | 増本 泰成       |     |             |

発行所 一般社団法人 広島県建築士事務所協会  
〒730-0013 広島市中区八丁堀5番23号  
TEL (082) 221-0600  
FAX (082) 221-8400  
ホームページアドレス <https://h-aaa.jp/>  
Eメール [info@h-aaa.jp](mailto:info@h-aaa.jp)

印刷所 株式会社インバルスコーポレーション  
〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号  
TEL (082) 878-6000  
FAX (082) 872-1664

平成 27 年 6 月 25 日に施行された建築士法の一部を改正する法律（法律第 92 号）で「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【第 24 条の 9】」が規定されました。

【第 24 条の 9】 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 建築士事務所協会の会員の皆様へ

### 日事連・建築士事務所 賠償責任保険 ( 建築家賠償責任保険 )

あなたの  
事務所を  
賠償事故から  
守る



### 日事連・建築士事務所 賠償責任保険の特徴

- 日本国内での設計・監理業務のミスに起因する、
  - ・ 設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
  - ・ 上記に起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊  
→ 建築士事務所が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会構成員のための制度。団体割引で加入可能
- 国内建築物の設計・監理業務を包括的にカバー → 発注者から大きな信頼！
- 基本補償プランの支払限度額 5 千万円から 5 億円まで事務所の実態に合わせて選べる 5 タイプ！
- 保険料は経費として損金処理可能。お支払いは便利な自動口座引落とし。

平成 26 年 4 月から補償が追加されました！

- (1) 情報漏えい事故補償 (日事連会員のみ)
- (2) 初期対応費用補償 (会員・非会員)
- (3) 訴訟対応費用補償 (会員・非会員)

### 安心をプラス

長年にわたるご要望にお応えして、オプションプランを追加できるようになりました！

- ① 構造設計業務ミスによる「構造基準未達」時の賠償事故を補償
- ② 建築基準法等における「法令基準未達」時の賠償事故を補償
- ③ 建物調査業務（耐震診断等）中の賠償事故を補償

※ 会員のみ加入可能。別途特約保険料が必要。

このご案内は建築家賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築家賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はパンフレットに記載されている保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

### 資料請求、ご質問は下記にお申し付けください

日事連・賠償責任保険指定代理店  
有限会社日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-9-4 東京 ST ビル 3F

TEL 03-3552-1077 FAX 03-3552-1066

E-mail: njs@nichijiren-service.com

担当：阿部・助川・松原

ホームページを開設しました！ <http://www.nichijiren-service.net/>

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社



Stainless curtain wall

Order furniture



Order made kitchen



Order made kitchen



ステンレス加工と家具製作 そしてキッチン。



株式会社 松岡製作所

本社・ショールーム

東京ショールーム

広島市西区商工センター 8-9-33

TEL:082-277-2571 FAX:082-277-2789

東京都世田谷区奥沢 7-1-3-1F

TEL:03-5726-8622 FAX:03-5726-8623

<http://www.matsuoka-pro.com>

☎ 0120-477-473

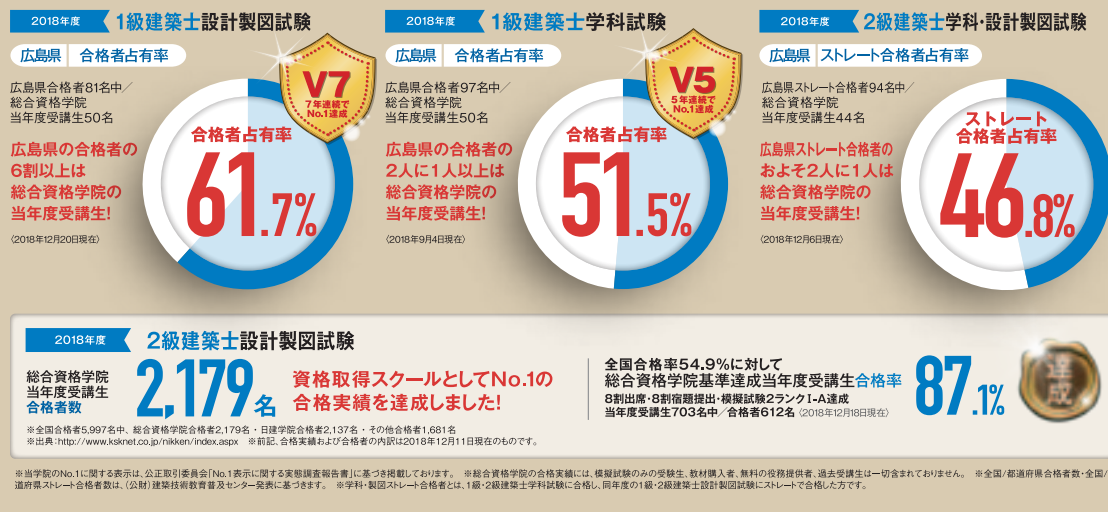


# 総合資格学院は 1級建築士試験も 2級建築士試験も 「日本一」の合格実績!

●2018～2014年度 1級建築士設計製図試験 全国合格者合計18,464名中、当学院受講生10,427名 全国合格者占有率56.5%  
●2018～2014年度 1級建築士学科試験 全国合格者合計8,080名中、当学院受講生5,004名 全国合格者占有率61.9%  
●2018～2014年度 2級建築士学科試験 全国合格者合計23,360名中、当学院受講生11,804名 全国合格者占有率50.5%

おかげさまで  
「1級建築士も2級建築士も合格実績日本一」  
を達成しました。  
これからも有資格者の育成を通じて、  
業界の発展に貢献して参ります。

総合資格学院 学院長 岸 隆司



最新試験情報が満載! 資料請求や受講申込みも受付中!!



- ◎最新試験情報が満載!
- ◎合格応援グッズプレゼント中!
- ◎資料請求や受講申込みも受付中!

総合資格

検索

1級建築士/2級建築士受験をお考えのみなさまへ!  
**学科・設計製図体験学習会**

随時  
開催中

**広島県建築士事務所協会会員様  
会員特別割引あり**

**法定講習**  
hotei.shikaku.co.jp

受講申し込み、講習会場、講習日程等は、  
法定講習サイトをご覧ください。

法定講習サイト

検索

一級・二級・木造 建築士定期講習

管理建築士講習

第一種電気工事士定期講習

監理技術者講習

宅建登録講習

宅建登録実務講習



**総合資格学院**



広島校  
福山校

〒730-0037 広島市中区中町 7-35 和光中町ビル 4F  
TEL.082-542-3811  
〒720-0066 福山市三之丸町 11-11 三の丸ビル 1F  
TEL.084-991-3811

スクールサイト [www.shikaku.co.jp](http://www.shikaku.co.jp) コーポレートサイト [www.sogoshikaku.co.jp](http://www.sogoshikaku.co.jp)

1級・2級 建築士

構造設計1級建築士  
設備設計1級建築士

建築設備士

1級・2級  
管工事施工管理技士

1級・2級  
建築施工管理技士

1級・2級  
土木施工管理技士

宅地建物取引士

インテリア  
コーディネーター

賃貸不動産  
経営管理士